

長野県告示第166号

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(航空レーザー測量 地図情報レベル1000)
2 作業期間
平成28年3月25日から平成28年9月30日まで
3 作業地域
飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡中川村、上伊那郡宮田村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村

建設政策課

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
山寺(8)及び山寺(10)
2 一部について指定を解除する区域
伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
太田切及び上手(2)
2 一部について指定を解除する区域
駒ヶ根市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県北信建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

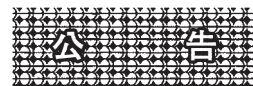
平成29年3月27日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 秋山郷森宮野原停車場線
3 道路の区域

Table with 5 columns: 区, 間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. It details road area changes with specific location and width/length data.

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る役務
長野県庁舎等清掃作業委託
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
3 落札者を決定した日
平成29年3月17日
4 落札者の名称及び住所
(1) 名称 伊那美装株式会社
(2) 住所 長野県伊那市狐島3836番地1
5 落札金額
28,512,000円
6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
7 入札公告を行った日
平成29年1月16日

財産活用課

公告

上高井郡高山村における県営中山間総合整備事業信州高山地区裏原工区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定め

ましたので、次のとおり縦覧に供します。この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営中山間総合整備事業信州高山地区裏原工区土地改良事業換地計画書の写し
2 縦覧の期間
平成29年3月28日から平成29年4月24日まで
3 縦覧の場所
上高井郡高山村役場

農地整備課

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 処分をした年月日
平成29年3月27日
2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
大日建設株式会社
北佐久郡軽井沢町大字長倉5638番地
大林博美
長野県知事(般-28)第709号
3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
(2) 期間
平成29年4月10日から平成29年4月12日までの3日間
4 処分の原因となった事実
大日建設株式会社の代表取締役大林博美は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したとして、佐久簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、平成28年12月2日、その刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課



長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の人事評価等に関する規程(昭和26年長野県訓令第7号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

様式第2号中「部局長・地方事務所長用」を

「部局長・地域振興局長用」に改める。

職員キャリア開発センター

長野県訓令第4号

長野県教育委員会訓令第2号

長野県警察本部訓令第10号

本庁内部部局
現地機関
教育委員会事務局
教育機関
教育委員会事務局現地機関
県立学校
警察本部
警察学校
警察署

長野県子ども・若者育成支援推進本部設置規程(昭和41年長野県訓令第6号、長野県教育委員会訓令第2号、長野県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

長野県教育委員会

長野県警察本部長

尾崎 徹

第6条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

次世代サポート課

正 誤

平成29年1月19日付け長野県告示第21号「解除予定保安林にする旨の通知」中

ページ 行(箇所) 誤 正
2 右側11 2974の86 2974の86(国有林。)

森林づくり推進課